

豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、これまでに全国で84事例が発生し、延べ約36万頭の殺処分が行われた。

令和元年には豚へのワクチン接種が開始されたが、その後もワクチン接種を実施した農場で相次いで発生している。さらに野生いのししの感染は32都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取組みが必要である。

また、アフリカ豚熱がアジアや欧州、中米など世界的に拡大しており、今後、アフターコロナを見据えた海外との人・モノの動きによる国内への侵入リスクを考えていく必要がある。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらし、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理の更なる向上

- (1) 豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、豚熱の感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を使用し、豚熱発生に係る事態を一刻も早く終息させること。
- (2) アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算を確保のうえ、財政支援を実施すること。
- (3) 家畜防疫員の専門性や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び受入機会の拡充を行うこと。
- (4) 豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合に速やかに防疫措置を実施するため、民間倉庫等を活用した資材の保管や供給体制の整備等についても、消費・安全対策交付金の支援対象とすること。

2 ワクチン接種のあり方

- (1) ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチンの接種時期や回数など接種方法を検討のうえ、提示すること。
- (2) 知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種について、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。
- (3) 知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡又は傷害を受けた豚について、家畜伝染病予防法第58条の手当金の交付対象とすること。
- (4) 国産マーカーワクチンの開発を加速し、現行（非マーカー）ワクチンからの移行の是非を早急に判断すること。

3 野生いのしし対策

- (1) 野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。
- (2) 豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど十分な量を確保すること。
- (3) 使用素材を工夫するなど国内での散布に適した経口ワクチンの内製化に向けた取組みを加速すること。
- (4) 野生いのししにおける浸潤状況や抗体獲得状況が地域によって異なることから、経口ワクチン散布の目的や方法などについて、科学的な知見に基づき、これまでの有効性の評価や地域の現状を分析した上で散布方針を示すこと。

(5) 野生いのししにおける豚熱撲滅には、全国的な捕獲強化と豚熱検査の拡充が必要であることから、都府県ごとの捕獲状況や課題を検証し、十分な財政支援を行うとともに、関係省庁が連携し、対応すること。

また、農場に野生いのししを近づけないための防除対策など、総合的な野生いのしし対策への支援を行うこと。

4 産地再生への支援の充実

(1) 農場において豚熱又はアフリカ豚熱が発生した場合や、アフリカ豚熱による予防的殺処分を行った場合には、農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、無利子、保証料なしの融資制度の創設や家畜防疫互助基金の見直しなど、農場の移転が必要となった場合も含め、経営再建に向けた支援措置を充実すること。

(2) 地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を行うこと。

5 水際対策、アフリカ豚熱への備え

(1) アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や違法に持ち込もうとする者の入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、検疫探知犬の不足を解消し、加えて、人の往来が増え、検査対象数が増加となつた際にも対応できるよう地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を行うこと。

(2) アフリカ豚熱ウィルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合には、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、迅速な初動対応を可能とする対処方針を関係省庁連携のもと策定するとともに、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄を行うこと。

(3) アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りの徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、関係省庁や関係団体と連携し国民へ周知すること。

(4) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

6 人材確保対策の強化

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策を充実すること。

7 地方財政措置の充実

(1) 豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

(2) 大規模農場での発生や複数事例の同時発生に係る防疫措置については、発生都道府県における負担が、さらに大きくなることから、防疫措置に関連する交付金の交付率を嵩上げするなど、財政支援を拡充すること。